

パブリックコメントの実施について

川口市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（案）

1 意見応募期間 ~~令和7年11月4日（火）から令和7年12月4日（木）まで~~
※意見募集は終了しました。

2 施行予定日 令和8年10月1日（木）

3 改正の趣旨

本市では、平成14年に「川口市墓地等の経営の許可等に関する条例」を制定し、改正を重ねながら許可事務を行ってきましたが、この間、無宗旨・無宗派の事業型墓地の度重なる開発をめぐり、いわゆる名義貸しが疑われる事例や周辺住民の生活環境の保全が問題となっていました。一方で、近年の大規模災害をめぐり墓地規制の在り方についても検討の必要が生じています。

そこで今回は、（1）公益事業である墓地等の経営の一層の安定をはかるための規定を設け、不適格な経営者による墓地経営を防ぐことにより墓地利用者の利益の保護を図る、（2）説明会の開催要件を見直すことで周辺住民の生活環境の更なる保全を図る、及び（3）墓地の区域の拡張許可申請要件を見直し大規模災害時に柔軟な対応を可能とする、の3点を柱とした改正を行うほか、市の実情に即した見直しを行います。

3 主な改正内容

（1）経営者に係る規制等

墓地等の経営には安定性・永続性・非営利性が厳に求められます。墓地等の経営の許可に当たっては、経営主体としての適格性や経営的基礎の有無について審査をする必要があることから、経営許可の基準、許可申請の際の提出書類等について下記のような見直しを行い、申請者の財務状況や経営の体制について一層の確認を行います。

- ①墓地埋葬法の罰則の適用又は墓地等の経営の許可が取り消されるだけの重大な法令違反を犯した宗教法人、公益社団法人及び公益財団法人については、一定期間は当該宗教法人、公益社団法人及び公益財団法人による墓地等の新規経営及び拡張を認めないこととします。
- ②公益社団法人及び公益財団法人が墓地等の経営許可を受けようとする場合には、宗教法人と同様に、その主たる事務所が、5年以上、川口市内に存在していることとします。

- ③経営的基礎に関する基準として、墓地等の経営・開発資金の借入先を原則として金融機関に限ることとします。
- ④墓地等を経営しようとする者の財務状況等の経営的基礎の審査に関し、地方自治法第174条に規定する専門委員による調査を可能とします。
- ⑤墓地等を経営する者が、墓地等の経営の全部を委託する等、墓地等の経営者以外の者に実質的に経営させてはならないことを明文化します。
- ⑥経営許可の申請にあたり、新たに墓地又は納骨堂の計画地を取得して、墓地又は納骨堂の経営又は拡張を行おうとする場合については、計画地の取得条件が宗教法人、公益社団法人又は公益財団法人の墓地の安定的な経営に影響を及ぼすものでないと判断することのできる書類の提出を求めることとします。
- ⑦経営許可の申請にあたり、宗教法人法第25条第2項第2号に規定する役員名簿、その他墓地等の経営の体制が適切であることを確認することができる資料の提出を求めることとします。

(2) 墓地等の拡張許可申請時の説明会の開催要件の見直し

墓地の拡張許可申請予定者に義務付けている説明会の開催要件について、既存の許可面積の50%以上の拡張に加え、拡張面積2,000m²以上の拡張も対象とすることとし、周辺住民との利害の調整を促します。

(3) 大規模災害時を見据えた許可要件の見直し

政府が指定する激甚災害発生時に特別の事由がある場合に限り、直前に受けた許可から5年が経過していないとも、一定の規模の範囲内で墓地等の拡張許可申請を認めることとします。